

1. 容器包装廃棄物

1. 1. EU 指令の概要

1. 1. 1. EU 指令の主な内容

EU ではまず、94 年 12 月 20 日の EU 指令「容器包装と容器包装廃棄物に関する指令 94/62/EC」によって容器包装廃棄物の回収とリサイクルが規定された。指令の目的は、各加盟国で独自に行われている容器包装廃棄物の管理政策を調和させるとともに、達成すべきリサイクル率を目標として設定することで、環境保全レベルを引き上げることであった。同指令は容器包装廃棄物の最低リサイクル率として

1) 容器包装廃棄物全体のリサイクル率：50%から 65%（重量比）

2) 材料リサイクル率：25%から 45%（重量比）

3) 容器包装材料毎の材料リサイクル率：最低 15%（重量比）

を規定し、これらのリサイクル率を 2001 年 6 月末までに達成するよう求める内容であった（ただし、アイルランド、ギリシア、ポルトガルには、2008 年 6 月末まで猶予された）。

その後 2001 年には、前述の EU 指令 94/62/EC を改正することで審議に入ったが、加盟国間で合意を得ることが出来ず、ようやく 2004 年 2 月に合意に達し、EU 指令 94/62/EC を改正するための欧州議会と理事会の指令 2004/12/EC（2004 年 2 月 11 日）が成立した。これに基づき、各加盟国は改正指令の内容を 2005 年 8 月 18 日までに法制化する義務を負った。

EU 委員会は、2005 年 8 月 18 日までに改正指令を国内で法制化したのは、オーストリア、ルクセンブルク、イギリスの 3 か国だけであるとしているが、今回、本調査において、各国の環境省に問い合わせた結果、オーストリアから、国内法制化が未了との回答があった。他方、デンマークからは、2005 年中に改正指令の法制化を終えたとの回答があった。

改正指令の主な内容は、以下の通り。

1) サーマルリサイクルを含む容器包装廃棄物全体のリサイクル率：最低 60%（重量比）

2) 材料リサイクル率：55%から 80%（重量比）

3) 容器包装材料毎の材料リサイクル率：（重量比）

・ 廃ガラス：60%

・ 古紙、段ボール：60%

・ スチール：50%

・ 廃プラスチック：22.5%（材料リサイクル、ケミカルリサイクルだけで）

・ 廃木材：15%

4) 実現期限：2008 年末

	回収率 最低 60%	全 体 リ サ イ ク ル 率 最 低 60%	材料リサイク ル率 55-80%	ガラス 60%	紙 60%	メタル 50%	木材 15%
エストニア	2 0 1 2 年						
キプロス	2 0 1 2 年						
スロバキア	2 0 1 2 年						
スロベニア	2 0 1 2 年						
チェコ	2 0 1 2 年						
ハンガリー	2 0 1 2 年						
ポーランド	2 0 1 4 年						
マルタ	2 0 1 3 年						
ラトビア	2 0 1 5 年						
リトアニア	2 0 1 2 年						

(出所：欧州容器包装環境機構 (EUROPEN))

1.2. 加盟国におけるリサイクルの状況

今回の調査では、容器包装廃棄物に関し、昨年度のデータ以上の新しいものを見い出すことは出来なかった。以下は、これまでのデータの要約とともに、「グリーン・ドット」マークを担うドイツの容器包装廃棄物の回収リサイクル共同組織、ドイツ・デュアルシステム (DSD) 作成の資料等に基づく、各国での 2003 年のリサイクル率 / 量についての整理である。(グリーン・ドットのデータは、グリーン・ドットによる実績のデータもあるので注意が必要。)

1.2.1. 従来からの加盟国の状況

1) アイルランド

アイルランドの法規は、まず 2001 年中までに回収率 25% を達成し、2005 年末までに全体のリサイクル率 50-65%、材料リサイクル率 25-45% を達成するように規定している。

現在、アイルランドの共同回収システムは、ドイツ・デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する Repak だけである。Repak には、容器包装を使用する製品の製造業者、輸入業者が重量ベースでライセンス料を支払うほか、上流側の業者がシステムへの加入料を支払う。「グリーン・ドット」マークは、一般消費者向け製品と輸送用容器包装に表示される。

また 2002 年 3 月からは、プラスチック製のショッピング袋が課税対象となっており、販売業者は店頭精算時に消費者から租税を徴収しなければならない。

表 1-3 アイルランドにおける容器包装廃棄物のリサイクル量 (トン)

材料	2003 年法定目標	2003 年実績
スチール	31,000	38,000
アルミ	3,100	2,300
紙 / 厚紙	150,500	176,700
プラスチック	28,500	34,000
ガラス	82,000	75,000
木材	74,900	88,000
全体	370,000	414,000

(出所：グリーン・ドット)

2) イギリス

イギリスでは、容器包装に関わる業者に対して、容器包装材料の製造業者 (6%)、容器包装の加工業者 (9%)、容器包装に製品を詰める業者 (37%)、B-to-C / B-to-B 販売業者 (48%) と、どの流通部分の業者であるかに応じてリサイクル目標の割当が規定される。輸送用容器包装では、最終消費者が誰かに

応じて割当が換算される。容器包装に製品を詰める業者が最終消費者であれば、容器包装の加工業者には、容器包装に製品を詰める業者としての 37%と、販売業者としての 48%も割り当てられる。

リターナブル容器包装は、最初に上市される時にだけ、この方式でリサイクル率が関連業者に割り当てられる。

輸入された容器包装では、その容器包装に製品を詰める業者が自分の割当分に加えて、容器包装材料の製造業者と容器包装の加工業者の割当分に対して責任を負う。輸送用容器包装ではその輸入業者が、容器包装材料が容器包装、容器包装に入った製品のいずれを輸入するかに応じて、それに対応する割当分に対して最高 100%まで責任を負う。

輸出される場合は、このシステムは適用されない。

2004 年 1 月時点で 20 超の許可された容器包装廃棄物の回収・リサイクルシステムがあるが、その中でも極めて大きい組織が、独デュアルシステム社(DSD)の「グリーン・ドット」マークを使用する Valpak である。Valpak は容器包装の回収、リサイクルに関する義務を実施するため、容器包装に関連する業者によって設置された。

Valpak 以外には、処理業者などによって設置された Biffpak、Budget Pack、Cleanpack、Complypak、Impact、Onyxpak、Wastepack がある。業界毎に設置された Difpak (酪農) Paperpak (製紙) Paper Collect (紙販売) は、独自に業界企業向けに容器包装廃棄物に関わる義務を実行する。その他、地域をベースとした組織も設置されている。

表 1-4 イギリスにおける容器包装廃棄物のリサイクル率

材料	目標	2001 年実績	2002 年実績	2003 年実績
紙	15%	53%	59%	65%
ガラス	15%	33%	34%	37%
アルミ	15%	24%	22,1%	22,5%
スチール	15%	37%	42%	44%
金属全体	15%	35%	39%	41%
プラスチック	15%	16%	19%	22%
木材	15%	57%	54%	54%
全体のリサイクル率	50% - 65%	47,9%	50,02%	53,5%
材料リサイクル率	25% - 45%	42%	44,1%	47,5%

(出所：グリーン・ドット)

3) イタリア

イタリアでは容器包装廃棄物の回収、リサイクルにおいて、製造者に流通業者や輸入業者を含めてなかった。しかし EU 指令に準じて制定された法令は、製造者を容器包装材料の納入業者と製造業者、空の容器包装と容器包装材料の輸入業者と加工業者とし、利用者を容器包装の販売業者、卸売業者、容器包装

に製品を詰める業者、容器包装の利用者、製品の入った容器包装の輸入業者と定義している。

容器包装の利用者は容器包装廃棄物を無償で引取り、それを製造者によって組織された回収場所に引渡すことを義務付けられる。さらに、利用者と製造者は容器包装廃棄物の引取りと回収（分別を含む）、再利用、リサイクル、処理のコストを負担することを義務付けられる。

こうした製造者と利用者の義務とリサイクル目標を達成するため、製造者と利用者は共同実施システムである国立容器包装コンソーシアム CONAI への加入が義務付けられる。

表 1-5 イタリアにおける容器包装廃棄物のリサイクル状況（2002 年）

材料	容器包装廃棄物 量 (100 万トン)	リサイクル量 (100 万トン)	リサイクル率
紙	4,2	2,5	59%
木材	2,6	1,6	61%
ガラス	2,0	1,0	53%
プラスチック	1,9	0,9	45%
スチール	0,6	0,3	55%
アルミ	0,06	0,3	51%

（出所：CONAI）

4）オーストリア

PET ボトルに関して、2000 年 9 月に産業界と材料リサイクル率を 2004 年までに最低 50% とすることで合意したが、この目標は 2001 年中に達成された。

オーストリアでは、容器包装製造業者とブランド商品メーカー、卸売業者が、一般家庭と事業者からの容器包装廃棄物を回収、リサイクルするため、ARA（Altstoff Recycling Austria）を設置した。ARA は独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用している。しかしマークの表示はオプションで、一般販売商品の容器包装のほとんどには表示があるものの、輸送用容器包装にはマークは利用されていない。これは、ドイツ等の隣国では「グリーン・ドット」マークが一般販売商品にしか使用されていないので、「グリーン・ドット」マークの付いた輸送用容器包装がこうした国に輸出されると、問題が発生する恐れがあるからである。

なお同社は、2002 年時点で 42% の容器包装廃棄物しか取り扱っていない。これは、オーストリアには ARA 以外に容器包装廃棄物を回収、リサイクルする業者、組織が数多くあるからである。

5）オランダ

オランダは、EU 指令案の内容が審議されている早い段階で、指令案の内容に

近い形で法制化を実現している。当時指令案は、自主規制の余地を認めていたことから、オランダはこの自主規制を活発に利用することで容器包装廃棄物の管理を実現する方法を選んだ。オランダの制度では、各業者は自主規制の一員としてリサイクル目標を達成することに貢献するが、個々に目標達成や措置の実施、報告義務に責任を負わない。

こうした自主規制が効果的に機能しないことが判明すると、環境省はデポジット制や販売業者による引取り、環境税などによる法的措置を講じることになる。

2005 年末までに古紙、古段ボールを最低 75%、ガラス容器を最低 90% 分別回収すること、さらに、容器包装廃棄物（紙、段ボール、ガラス、プラスチック、メタル）を抑制することについても合意されており、1999 年比で 2005 年末まで、容器包装廃棄物排出量をこの期間の経済成長率（GDP ベース）の 3 分の 2 超増やさないこととなっている。

6) ギリシア

2001 年中までに全体のリサイクル率 25% を達成し、2005 年末までに全体のリサイクル率 50-65%、材料リサイクル率 25-45% を達成することを目標としている。

政府、産業界、自治体、環境・消費者団体が共同で回収とリサイクルの実施を管理する組織として NOAMPOW（National Organisation for the Alternative Management of Packing and Other Waste）が設置され、NOAMPOW に対して関連業者とともに EU 指令の内容を実現するための国内計画の作成と実施が委託された。

容器包装材料の納入業者、加工業者、容器包装に製品を詰める業者、輸入業者、流通業者は、容器包装廃棄物を管理するシステムを組織するに当たり、独自に実施するにせよ、共同で実施するにせよ、まず NOAMPOW の承認が必要である。

共同システムに参加する場合、回収・リサイクルをシステムに委託して、共同システムのマークを容器包装に表示する権利を得る。共同システムとして、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する HE.R.R.Cothe Hellenic Recovery & Recycling Corporation）が設立され、2003 年 3 月からすべての販売用、輸送用容器包装に対して、「グリーン・ドット」マークを使用するよう求められている。

表 1-6 ギリシアにおける容器包装廃棄物の回収量（トン）

材料	2003 年実績
紙	5,900
プラスチック	290
金属	210

ガラス	310
全体	6,770

(出所：グリーン・ドット)

7) スウェーデン

1984年にワンウエー容器の缶にデポジット制が導入され、その後94年にデポジット制がワンウエー容器のPETボトルに拡大された。ワンウエー容器の缶とワンウエー容器のPETボトルを回収する組織として、Returpackが設置された。そのうち、缶製造業者とビール醸造業界団体によって設置されたSvesnka Returpackは缶の回収を行い、Returpack PETはPETボトルの回収を行う。

リサイクル業者は容器包装材料毎に、ガラス(Svensk Glas tervinning)、スチール/アルミ(Svenska Metalkretsen)、プラスチック(Plastkretesen)、板紙(Svensk Kartongatervinning)、段ボール(RWA Returwell)、ポリエチレン(Svensk EPS tervinning)、古木材(Svenskt Returtä)と設置されている。

しかしサービス組織としては、独デュアルシステム社(DSD)の「グリーン・ドット」マークを使用するREPA以外になく、REPAは市場に出された重量ベースでこれらリサイクル業者(ガラスを除く)のために、容器包装に製品を詰める業者と輸入業者から料金を徴収して、関連業者に料金収入を配分している。輸出する場合は、料金が返還される。REPAに加入すると、その容器包装に「グリーン・ドット」マークを表示しなければならない。

表 1-7 スウェーデンにおける容器包装廃棄物のリサイクル率

材料	2003年法定目標	2003年実績
プラスチック	30% (回収目標70%のうち の)	17.8% + サーマルリサイクル 52.2%
段ボール	65%	85%
紙/厚紙	40%	44.2%
金属	70%	65%
ガラス	70%	92%

(出所：グリーン・ドット)

8) スペイン

1997年の法律によって容器包装に製品を詰める業者と輸入業者、流通業者に、容器包装を使用する製品にデポジット・マークを表示してデポジットを請求し、容器包装廃棄物を引取るよう義務付けられた。デポジットは、容器包装のタイプとサイズによって規定される。

ただし共同の回収システムに加入すると、このデポジット義務から解放される。メインの共同システムは、独デュアルシステム社(DSD)の「グリーン・

ドット」マークを使用する Ecoembes で、容器包装の重量と材料をベースとして、容器包装に製品を詰める業者と輸入業者から加入料とライセンス料を徴収する。Ecoembes に加入する業者は、その容器包装に「グリーン・ドット」マークを表示するが、事業用の容器包装にはマークは表示されない。輸送用の容器包装への表示は任意である。

ガラス製造業者はその共同システムとして、Ecovidrio を設置した。Ecovidrio も独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する。

製薬業者はその共同システムとして、SIGRE を設置し、独自マークで表示する。消費者は使用期限切れの薬やその容器包装を薬局に返還する。

表 1-8 スペインにおける容器包装廃棄物の回収／リサイクル率

材料	法定回収目標	2003 年回収実績	法定リサイクル目標	2003 年実績
	50-65%	59.2%	25-45%	43.3%
金属	-	-	15%	53.3%
紙／厚紙（段ボールを含む）	-	-	15%	56.9%
プラスチック	-	-	15%	21.4%
その他	-	-	15%	34.7%

（出所：グリーン・ドット）

9）デンマーク

廃棄物は基本的に課税対象と見なされ、その額は廃棄物処理の方法などを基準に決定される。リサイクルされる廃棄物は課税対象とはならないが、容器包装には、ビールやソフトドリンクの容器など、デポジット制の対象になっているものが多い。

デポジット制の対象となるのは、ビール、ガス入りミネラルウォーター、ガス入りソフトドリンクの容器で、容器にはデポジットマーク（A は 99 ミリリットルまで、B は 50 ミリリットルの PET ボトル、C は 99 ミリリットル超）とバーコードが表示される。これら飲料の製造業者、輸入業者、卸売業者などは、デポジット制を管轄するデンマーク・リターンシステムに料金を支払って、販売業者に供給される容器回収機の資金を提供する。また、これらの業者は回収料も負担しなければならない。

なおスチールは機械的に分離されるが、一般家庭からのゴミの 90% 超は焼却され、其の場合課税対象となる容器包装は、3 つに分類される。

- 1) ビール、ワイン、強アルコール飲料、ソフトドリンク、ジュースなどでは、容器単位にそのサイズと材料に応じて課税される。
- 2) その他、調味料、乳製品（牛乳を除く）、油脂製品、ソース類、洗剤、化粧品、塗料、化学薬品などでは、容器包装は重量単位で、その材料に応じて課税される。

3) 使い捨て食器類、プラスチック製袋、紙袋、プラスチック製コップ（自動販売機用）、PVC 含有容器包装

10) ドイツ

容器包装材料毎のリサイクル率は 99 年 1 月から、ガラス（70→75%）、スチール（70%のまま）、アルミニウム（50→60%）、紙、段ボール（60→70%）、紙製パック（50→60%）、プラスチック（50%→60%、そのうち、材料リサイクル率を最低 36%として、残りの 24%を材料リサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルする）に引き上げられた。

容器包装廃棄物の回収とリサイクルを専属的に代行するため、製造業界や販売業界によって廃棄物処理業界との協力の下で非営利の民間企業としてドイツ・デュアルシステム（DSD）社が設立された。DSD を基盤としたシステムは産業界の自主規制による実施システムで、製造業者が独自に自社製品の容器包装廃棄物を回収するのであれば、DSD にライセンス料を支払う必要はない。製造業者は DSD にライセンス料を支払って容器包装廃棄物の回収とリサイクルを委託する。ライセンス料を支払った者は、自社製品の容器包装に「グリーン・ドット」マークを表示する。ライセンス料は製品価格に上乗せられ、最終的に消費者負担となる。

デュアルシステム（DSD）社の「グリーン・ドット」マークは現在、世界約 170 カ国でライセンス使用されるなど、DSD 事業は大きく拡大しているが、独カルテル庁はこれまで DSD の株主と顧客がほぼ同一であることを問題視してきており、こうした問題を解消するため、DSD は 2004 年 12 月に米国投資会社 Kohlberg Kravis Roberts（KKR）に 100%売却された。

また 2004 年夏からは Landbeil や Interseroh が一般家庭から排出される容器包装廃棄物の回収、リサイクルを開始しており、DSD の競争相手が登場している。地域ベースで容器包装廃棄物の回収、リサイクルを行う業者も現れている。

表 1-9 ドイツにおける容器包装廃棄物の回収率

材料	法定目標	2003 年実績
スチール	70%	121%
アルミ	60%	128%
プラスチック	40%	97%
紙製パック	60%	74%
紙 / 厚紙	70%	161%
ガラス	75%	99%

（出所：グリーン・ドット）

11) フィンランド

容器包装環境登録機構 PYP が設置され、容器包装に製品を詰める業者と輸入

業からライセンス料を徴収し、それを PYP と契約した材料別の組織やリサイクル業者にその収入を配分する。PYP と契約関係にあるのは、飲料用紙容器、缶、段ボール、ガラス、メタル、プラスチックの容器包装をリサイクルする業者だが、デポジット制の缶とガラス瓶は対象とはならない。

容器包装に製品を詰める業者と輸入業者は PYP に、加入料と売上に応じた年間料金、それに PYP がリサイクル組織 / 業者と取り決めた材料毎の回収料（重量ベース）を支払う。

デポジット制を導入していないビールとガス入りソフトドリンクのワンウエー容器は、課税対象となる。デポジット制を導入しているビールとガス入りソフトドリンクのワンウエー容器にも課税されるが、その税率（額）は非常に低く押さえられている。

ビール醸造業者と販売業者で設立された回収システム Palpa に加入する缶に対しても、課税率（額）は低く押さえられている。加入者は Palpa に会員費とデポジット、リサイクル料を支払う。デポジットは製品価格（ただし、ビジュアルフィー表示）に含まれ、消費者が空き缶を返却すると、消費者に返還される。Palpa は、返却された缶に応じてそのデポジットと取り扱い料を販売業者に支払う。

12) フランス

一般家庭からの容器包装廃棄物の共同実施システムとして、エコ・アンバラージュ（Eco-Emballages）社が 92 年 8 月に設置された。独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する。エコ・アンバラージュは容器包装に製品を詰める業者と輸入業者に代わって、一般家庭から排出される容器包装廃棄物を自治体が分別回収するのを支援する。

エコ・アンバラージュは 2 万社以上の業者とライセンス関係を結んでおり、業者が市場に出す容器包装の重量に応じてライセンス料を徴収する。複合材を利用する容器包装には追加料金が課せられる。また、年間売上額が 61 万ユーロ未満の業者はライセンス料が割引かれる。徴収されたライセンス料は分別回収された容器包装廃棄物の種類、重量に応じて自治体に対する補助金として利用される。

2000 年 4 月の規定によって、容器包装を軽量化すれば、ライセンス料が軽減される制度が導入された。また、リサイクル可能な材料に代わってリサイクル不可能な材料を容器包装に使用するとライセンス金は倍額されるが、紙製容器包装ないしプラスチック製容器包装の 50% 超に再生紙ないし再生プラスチックを利用すると、ライセンス料は 10% 軽減される。

エコ・アンバラージュは現在、一般家庭から排出される容器包装廃棄物の約 90% をカバーしている模様で、近い将来一般家庭以外から排出される容器包装廃棄物も取り扱いたいとしている。

エコ・アンバラージュ以外では、ワインと強アルコール飲料の業界によって設置された Adelphe がある。Adelphe は当初、業界に関連したガラス瓶の回収・リサイクルを目的としていたが、現在はすべての容器包装材料を取り扱い、エコ・アンバラージュ同様、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する。

また、薬の容器包装廃棄物と使用期限切れの薬を回収するため、CYCLAMED が製薬業者と輸入業者によって設置された。CYCLAMED は薬局が消費者から引取った容器包装廃棄物と使用期限切れの薬を回収しているほか、自治体の回収システムによって回収された薬の容器包装廃棄物と使用期限切れの薬の回収とリサイクルに責任を負う。

表 1-10 フランスにおける容器包装廃棄物のリサイクル状況（2003 年）

材料	2003年の総達成リサイクル率	2003年の達成材料リサイクル率	法的に規定された2008年の材料リサイクル目標
スチール	83%	83%	75%
アルミ	30%	20%	30%
紙／段ボール（紙パックを含む）	100%	45%	50%
プラスチック	52%	17%	21,5%
ガラス	96%	96%	65%

（出所：グリーン・ドット）

1 3) ベルギー

容器包装廃棄物の回収、リサイクルを行う共同実施システムの主なものは、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する FOST Plus で、FOST Plus は一般家庭からの容器包装廃棄物だけを取り扱う。輸送用容器包装と B-to-B 用の容器包装を取り扱う組織として、VAL-I-PAC がある。

FOST Plus では、業者がライセンス料を支払って、容器包装に「グリーン・ドット」マークを使用する。ただし、1998 年 12 月から FOST Plus に加入する業者は、地域間合意が施行した 1997 年 3 月に遡ってライセンス料を支払う必要がある。

ベルギーの法規では、リサイクル目標をフランドル、ワロン、ブリュッセル首都圏の 3 つの地域別に、一般家庭からの容器包装廃棄物とそれ以外からの容器包装廃棄物に分けて達成することが求められている。一般家庭以外からの容器包装廃棄物に関し、この問題を解決するため、1999 年に VAL-I-PAC が設置された。VAL-I-PAC では、加入企業は一般家庭以外からの容器包装廃棄物に関する回収、リサイクルを一括委託して、VAL-I-PAC の運用費と回収業者を管理するための費用を負担する。

またリターナブル容器の普及を促進させるため、2004 年 4 月からは牛乳を除

くワンウエー容器飲料に対して環境税が課せられている。ワンウエー容器にリサイクルされた材料が特定の割合以上使用されておれば、課税免除を規定している。また、専門用に使用されるインク、接着剤、油、溶剤の容器にも環境税が課せられる。ただし、そのための共同の回収・処理システムが確立されて、規定の回収率が達成されれば、課税は免除される。

表 1-11 ベルギーにおける容器包装廃棄物の回収／リサイクル率

材料	法定回収目標	2003 年回収実績	法定リサイクル目標	2003 年実績
紙／厚紙	-	-	15%	120.5%
ガラス	-	-	15%	99.8%
プラスチック	-	-	15%	30.0%
金属	-	-	15%	98.9%
紙パック	-	-	15%	68.2%
プラスチックボトル	-	-	-	66.8%
全体	80%	89.4%	50%	86.4%

(出所：グリーン・ドット)

1 4) ポルトガル

容器包装廃棄物の回収、リサイクルを代行する組織として、独デュアルシステム社(DSD)の「グリーン・ドット」マークを使用する SPV(Sociedade Ponto Verde)が設置されている。SPV は、容器包装に製品を詰める業者と輸入業者から、材料に応じて重量ベースでライセンス料を徴収する。なお 2000 年の法律 162/2000 によって、B-to-B 用の容器包装にも SPV 加入者は「グリーン・ドット」マークを表示する必要がある。

飲料に関しては、98 年の法令 29-B/98 がリターナブル容器の割合を 1999 年までにビール(80%)、テーブルワイン(65%、ただし地ワイン、高級ワインを除く)、ソフトドリンク(30%)、紙パック入りミネラルウォーター(10%)とすることを規定した。また、この種の飲料をワンウエー容器で販売する販売業者は、同等品をリターナブル容器でも販売する必要がある。

SPV は、飲料用容器包装に関して Vedoreca というサブ組織を設置している。各小売店は Vedoreca に対して一切の金銭的な負担をしないが、小売店の近くに使用済みワンウエー容器の回収場所があるか、使用済みワンウエー容器が直接回収されることが契約で保障される。小売店はそれに対し、使用済みワンウエー容器だけではなく、すべての容器包装廃棄物を分別するとともに、毎月のワンウエー容器飲料の販売状況に関する年間データを SPV に提出しなければならない。SPV はそれに対して、小売店がその義務を実施したとの証明書を小売店に発行する。その証明書がなければ、小売店は今後引き続きワンウエー容器飲料を販売することを認められない。

表 1-12 ポルトガルにおける容器包装廃棄物のリサイクル率

材料	2005 年法定 回収目標	2005 年法定リ サイクル目標	グリーン・ドットによる 2003 年実績	市場における 2003 年実績
紙 / 厚紙	50%	15%	29.8%	17.5%
紙パック	50%	15%	データなし	データなし
プラスチック	50%	15%	13.7%	6.4%
ガラス	50%	15%	29.3%	28.7%
木材	50%	15%	15.6%	7.2%
金属	50%	15%	31.7%	17.8%

(出所 : グリーン・ドット)

15) ルクセンブルク

回収・リサイクルの実施システムは許可を必要とし、一般家庭からと事業者からの容器包装廃棄物を取り扱う。そのための唯一のシステムが Valorlux asbl で、独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する。Valorlux asbl は材料毎に重量ベースでライセンス料を徴収する。Valorlux asbl がメインとするのは、一般家庭からの容器包装廃棄物だが、中小企業などから排出される同様の容器包装廃棄物も取り扱っている。

ルクセンブルクでは、ドイツなど「グリーン・ドット」マークを使用する隣国へ製品を輸出するため、Valorlux asbl の設置以前から「グリーン・ドット」マークを使用している業者がある。そうした業者は、1997 年 1 月に遡ってライセンス料を支払い、「グリーン・ドット」マークを事前に使用していなかった業者は、容器包装廃棄物の引取義務が開始された 1999 年 1 月に遡ってライセンス料を支払う。

表 1-13 ルクセンブルクにおける容器包装廃棄物の回収 / リサイクル率

材料	2003 年法定 回収目標	2003 年回収実 績	2003 年法定リ サイクル目標	2003 年実績
金属	-	-	15%	69.1%
紙 / 厚紙	-	-	15%	86.5%
紙パック	-	-	15%	83.8%
プラスチック	-	-	15%	30.6%
ガラス	-	-	15%	59.5%
全体	55%	61.6%	45%	61.2%

(出所 : グリーン・ドット)

1.2.2. 新加盟国の状況

1) エストニア

現在物品税が、ビール、ワイン、強アルコール類、ソフトドリンク、ジュース、ミネラルウォーター、味付き牛乳に課せられている。飲料と容器それぞれに課税され、それを加算した分が物品税として課税される。

PET ボトルや缶、ガラス瓶のワンウエー容器へのデポジット制の導入、飲料用容器にだけ課税される物品税の全ての容器包装への拡大、販売業者に容器包装廃棄物の無償引取りの義務付け、リサイクル目標が達成できない場合の飲料製造業者や輸入業者へのペナルティー 等が検討されている。

その他の容器包装は、その最低 60%が回収されてリサイクルされると（サーマルリサイクルを含む）と、物品税の課税を免除される。

2) キプロス

EU 指令の内容は、2003 年 1 月に法制化された。それに伴い、関連製造業者と輸入業者は独自の回収・リサイクルシステムか、共同の回収・リサイクルシステムかを設置しなければならない。また自治体も、独自の回収・リサイクルシステムを設置することが可能である。

3) スロバキア

容器包装廃棄物の国家回収機構として、ENVI-PAK が 2003 年 6 月にスタートした。ENVI-PAK は一般家庭からばかりでなく、事業者から排出される容器包装廃棄物を対象として、容器包装廃棄物全体を回収する。ENVI-PAK は容器包装の関連製造業者、輸入業者、販売業者を会員として会員費を徴収して、それを運営資金とし、独デュアルシステム社（DSD）から「グリーン・ドット」マークを使用するライセンス契約を結んでいる。

ENVI-PAK に対し、国営リサイクル基金は 2001 年の廃棄物法 223/2001 によって、容器包装廃棄物と一部の廃製品の回収とリサイクルを支援する機関として設置された。この制度では、容器包装を利用する製品の製造業者、輸入業者が市場に出す容器包装の重量に応じて物品税を基金に支払う。しかし同年の規則 516/2001 によって課税制度が変更され、現在は関連製造業者、輸入業者はリサイクルされなかった分に関してだけ製品税を支払っている。ただし、輸出されたもの、自治体で回収されてリサイクルされたもの、流通量が少ないものは除外される。

スロバキアの二重システムでは、ENVI-PAK の会員費が高すぎると、関連業者は国営リサイクル基金に租税を払うだけになり、ENVI-PAK の会員費が低すぎると、ENVI-PAK に十分な資金が集まらないという問題が指摘されている。

表 1-14 スロバキアにおける容器包装廃棄物の回収 / リサイクル率

材料	2003 年法定 回収目標	2003 年回収実 績	2003 年法定リ サイクル目標	2003 年実績
ガラス	40%	40.81%	40%	40.81%
プラスチック	28%	42.72%	10%	42.72%
紙	36%	37.21%	30%	37.21%
金属	20%	23.60%	20%	23.60%

全体	33%	34.04%	27%	34.04%
----	-----	--------	-----	--------

(出所：グリーン・ドット)

4) スロベニア

2001 年の命令は、2007 年までに全体リサイクル率 50-65%、材料リサイクル率 25-45% (ただし、リサイクル率が 15% 以下の容器包装材料があってはならない) を達成することが目標とされている。

この目標を達成するため、一般家庭からと事業所から排出される容器包装廃棄物を回収するシステムとして、Slovak が 2003 年 1 月にスタートした。Slovak は、独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用し、容器包装関連製造業者、輸入業者から重量ベースでライセンス料を徴収して資金を調達している。

表 1-15 スロベニアにおける容器包装廃棄物の回収量 (トン)

材料	2003/2004 年法定目標
金属	21%
紙 / 厚紙	50%
プラスチック	9%
ガラス	40%
木材	23%

(出所：グリーン・ドット)

5) チェコ

政府公認組織として、EKO-KOM が 1997 年に設置された。独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する。EKO-KOM は一般家庭から排出される容器包装廃棄物の回収と分別では自治体と密接に協力しており、2002 年末までに住民の 88% をカバーして、容器包装廃棄物の 70% を回収、処理していた。

容器包装廃棄物の回収義務は、容器包装材料の製造業者、製品の輸入業者から流通・販売業者、最終消費者までのすべての段階に課せられる。これは、すべての関係者が同時に EKO-KOM に料金を支払うのではなく、料金を別途表示することによって製品の流れに応じて各段階において料金がシフトされて徴収、回収される。こうした過程で、最終的に誰が EKO-KOM に料金を支払うかは、業者間の決定に委ねられる。

一般消費者から回収された料金は、容器包装製造業者が EKO-KOM に支払っていると見られ、製品が輸出された場合、輸出業者が料金を EKO-KOM に支払っていると見られる。それに対し、EKO-KOM システム加入者が非加入者に納入した場合、あるいは非加入者が EKO-KOM システム加入者に納入した場合は、EKO-KOM システム加入者がその容器包装廃棄物にかかる料金を支払う必要が

ある。

表 1-16 チェコにおける容器包装廃棄物の回収／リサイクル率

材料	2003年法定回収目標	2003年法定リサイクル目標	2003年回収／リサイクル実績
金属	15%	15%	40%
紙／厚紙	45%	35%	67%
プラスチック	15%	10%	34%
ガラス	50%	50%	57%
全体	39%	32%	49%

（出所：グリーン・ドット）

6）ハンガリー

ハンガリーでは 1995 年に環境物品税の制度が導入されたが、その後改正されて現在は、容器包装を使用する製品の製造業者、輸入業者と容器包装の製造業者、輸入業者に対して、容器包装税が課せられている。

こうした租税制度に対して別の方法による廃棄物管理方法を提供するため、1996 年に新しい回収組織 Öko-Pannon が設置され、Öko-Pannon は 2001 年 4 月から独デュアルシステム社（DSD）とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用し、一般家庭と事業者からの容器包装廃棄物の管理を行っている。自治体は廃棄物の回収に責任を持つが、Öko-Pannon は自治体に対して容器包装廃棄物の分別によって発生する追加コストを負担して、容器包装廃棄物の引取りを保証する。

ある容器包装材料の目標のリサイクル率が達成されると、当該の容器包装では容器包装税の一部が免除される。ただこの規定は厳格ではなく、Öko-Pannon の加入者は規定のリサイクル目標を下回っても免除の対象となる。その代わり、Öko-Pannon は一般家庭からの容器包装廃棄物においてある一定の回収率を満たさなければならない。

なお、製造業者の使用する容器包装の 60%以上（市場に出すベースで）がリターナブルであれば、当該製造者の飲料用リターナブル容器（ガラス、PET）は容器包装税の対象とはならない。

表 1-17 ハンガリーにおける容器包装廃棄物の回収／リサイクル率

材料	2003 年法定回収目標	2003 年回収実績	2003 年法定リサイクル目標	2003 年実績
紙	40%	119.9%	9%	119.9%
アルミ	40%	12.3%	9%	12.3%
金属	40%	90.9%	9%	90.9%
木材	40%	10.5%	9%	9.6%
繊維類	40%	40.0%	9%	40.0%
プラスチック	40%	11.5%	9%	11.5%
ガラス	40%	20.2%	9%	20.2%

紙パック（段ボールを含む）	40%	11.2%	9%	11.2%
全体	40%	45.24%	40%	45.12%

（出所：グリーン・ドット）

7) ポーランド

製造者責任を規定する製造者責任法が 2002 年 1 月に施行し、容器包装を使用する製品の製造業者に対して法的にリサイクル目標を達する義務を課した。リサイクル目標が達成されないと、リサイクル目標と実際の達成値の差に対して物品税が課税される。

ポーランドでは容器包装廃棄物を回収する組織が約 40 社ほどあるが、容器包装関連業界によって設置されたのは RekoPol だけで、RekoPol は独デュアルシステム社（DSD）とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用している。

その他の組織は、元々自治体の回収・処理業者として登録されていたり、製造業者の組織、民間企業として登録されている。これらの組織の多くは事業者からの容器包装廃棄物の回収を専門にしており、一般家庭からも回収する組織はごく少数しかない。

2002 年 1 月には容器包装・容器包装廃棄物法も施行しており、それによって、25 平方メートル超の売り場面積を有し、ワンウエー容器で飲料を販売する業者は、同じ飲料をリターナブルでも販売するよう義務付けられた。

表 1-18 ポーランドにおける容器包装廃棄物のリサイクル率

材料	2003 年法定目標	2003 年実績
スチール	8%	14.94%
アルミ	20%	27.04%
紙 / 厚紙	38%	53.19%
紙製パック	8%	13.58%
プラスチック	10%	17.01%
ガラス	16%	20.49%
木材 / 繊維類	7%	9.03%

（出所：グリーン・ドット）

8) マルタ

炭酸飲料はリターナブル・ガラス容器が自動販売機でしか販売してはならないほか、その場合の容器に対するデポジットは、飲料販売価格の最低 15% でなければならない。

なお、独デュアルシステム社（DSD）とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用する Green Pack が設置される予定である。

9) ラトビア

2000年2月から、Latvijas Zalais Punkts (LZP) が独デュアルシステム社 (DSD) とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用している。さらに2002年には、民間の回収・処理業者が Zala Josta という競合組織を設置した。

容器包装は自然資源税の課税対象で、容器包装材料の重量に応じて課税される。LZP に加入しておれば、自然資源税の80%が免除される。なお、LZP に支払うライセンス料は現在、自然資源税の60%に相当する。

表 1-19 ラトビアにおける容器包装廃棄物のリサイクル率

材料	2003年法定リサイクル目標	2003年グリーン・ドット実績	2003年リサイクル実績
スチール	17%	32%	36%
紙/厚紙	47%	80%	87%
紙パック	--	2%	3%
プラスチック	11%	33%	31%
ガラス	22%	27%	24%
PET	--	26%	25%

(出所：グリーン・ドット)

10) リトアニア

回収・リサイクル目標が達成されないと、製造業者には物品税が課せられる(重量ないし容積ベースで換算)。

2002年12月、容器包装廃棄物を回収、分別、リサイクルするため、産業界によって独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する Zaliasis Taskas (ZT) が設置された。またそれに対抗する組織として、New Ecology という回収組織も設置されている。

表 1-20 リトアニアにおける容器包装廃棄物の回収/リサイクル率

材料	2003年法定回収目標	2003年回収実績	2003年法定リサイクル目標	2003年実績
紙/厚紙/紙パック	--	--	13%	13%
ガラス	--	--	25%	25%
プラスチック	--	--	5%	5%
金属	--	--	5%	5%
その他民生用	5%	5%	--	--

(出所：グリーン・ドット)